川崎市業務委託総合評価一般競争入札実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、財政局資産管理部契約課が発注する業務委託において、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０の２の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）により委託契約を締結するため、その実施について別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（対象業務委託）

第２条　総合評価一般競争入札により契約の締結をする業務委託（以下「対象業務委託」という。）は、次のとおりとする。

「 技術的な工夫の余地が小さい業務委託において、入札参加者の施工能力及び信頼性・社会性等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる業務委託」

（川崎市業務委託総合評価審査員の設置等）

第３条　市長は、地方自治法施行令第１６７条の１０の２第４項の規定に基づき、総合評価一般競争入札における申込みのうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）について決定するときに、あらかじめ、川崎市業務委託総合評価審査員（以下「審査員」という。）への意見聴取（以下「意見聴取」という。）を行うものとする。

２　前項の規定による意見聴取において、当該落札者決定基準により落札者を決定しようとするときに、改めて意見聴取する必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、審査員から意見聴取するものとする。

３　審査員は２人以上とし、学識経験を有する者のうちから市長が選任するものとする。

４　審査員の任期は２年以内とし、再任を妨げないものとする。

（対象業務委託としての決定等）

第４条　市長は、対象業務委託として実施することの適否及びその対象業務委託に係る落札者決定基準について、川崎市業務委託総合評価審査委員会（川崎市業務委託総合評価審査委員会設置要領第１条に定めるものをいう。以下「委員会」という。）の審議を経て、決定するものとする。

（入札参加者への周知）

第５条　市長は、総合評価一般競争入札を行うときは、入札に参加する者に対し、入札公告により、次の事項を周知するものとする。

（１）総合評価一般競争入札の採用に関すること。

（２）総合評価に必要な技術提案等の資料の提出に関すること。

（３）落札者決定基準及び落札者の決定方法に関すること。

（４）総合評価に関する審査結果の公表に関すること。

（５）価格以外の評価（以下「技術評価」という。）の点数についての疑義照会に関すること。

（６）提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いに関すること。

（７）その他必要と認めること。

（評価項目算定資料の提出）

第６条　市長は、技術評価を行うため、総合評価一般競争入札の入札参加者から次に掲げる資料（以下「評価項目算定資料」という。）の中から必要と認めるものの提出を求めるものとする。

（１）評価項目算定資料書

（２）同種業務委託の履行実績

（３）主観評価項目に関する誓約書

（４）業務ごとに設定した評価項目に関する資料
（５）その他必要と認める資料
２　市長は、総合評価一般競争入札を行うときは、入札参加者から入札書と同時に評価項目算定資料の提出を求めるものとする。
３　市長は、評価項目算定資料の提出を受けた後、提出した入札参加者から内容の変更の申し出を受けたときは認めないものとする。
４　市長は、必要に応じて入札参加者から提出された評価項目算定資料についてヒアリングを実施することができる。
（技術評価の点数の決定）
第７条　市長は、総合評価一般競争入札に係る技術評価を行うときは、契約発注部局等による評価の後、必要に応じ委員会の審議を経て、技術評価の点数を決定するものとする。
(落札者の決定)
第８条　市長は、総合評価一般競争入札に係る落札者を、別記「落札者決定方法」により決定するものとする。
２　前項において第３条第２項の意見聴取を行い、当該落札者の決定について審査員から異議が出た場合には、委員会の審議を経て、落札者を決定するものとする。
３　市長は、落札者を決定したときは、当該落札者その他の入札参加者に適宜の方法によりその決定について通知するものとする。
（評価結果等の公表）
第９条　市長は、総合評価一般競争入札により落札者を決定したときは、落札者その他の入札参加者の評価結果について川崎市ホームページ等を利用して公表するものとする。
２　入札参加者は、前項の公表があった日から起算して２日以内に、自らの技術評価について市長に疑義の照会をすることができるものとする。
３　市長は、前項の照会を受けたときは、当該照会した者に回答するものとする。
（加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応等）
第１０条　市長は、入札参加者が提出した評価項目算定資料に虚偽の記載等明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱の規定に基づき指名停止その他の適切な措置を講じるものとする。
（落札者の履行方法等）
第１１条　技術提案に基づき入札を行い落札した者に対しては、当該技術提案に基づいて履行させるものとし、技術提案に係る設計変更等は原則として行わないものとする。
（秘密の保持）
第１２条　市長は、入札参加者から提出された評価項目算定資料は公表しないものとする。
（その他）
第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附　則
１　この要綱は、令和８年１１月１８日から施行する。
２　川崎市業務委託総合評価一般競争入札試行要綱は、廃止する。

別記

落札者決定方法

１　総合評価の方法

総合評価一般競争入札においては、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ次の方法によって求められた総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、最も高い者が２者以上いる場合は、くじにより決定するものとする。

（1）総合評価点の算出方法は、次の算式により求めるものとする。

ア　入札価格が川崎市業務委託低入札価格調査運用指針に定める調査基準比較価格（以下「調査基準価格（税抜）」という。）以上の場合

総合評価点＝（技術評価点／入札価格）×100,000,000（小数点第５位以下切捨て）

イ　入札価格が調査基準価格（税抜）を下回る場合

総合評価点＝（技術評価点／調査基準価格（税抜））×100,000,000（小数点第５位以下切捨て）

ただし、特に必要と認める業務委託については、入札価格にかかわらず、上記アによるものとする。この場合は、当該業務委託の入札の公告において明示するものとする。

（2）技術評価点は、標準点（１００点）と加算点の合計とする。

（3）加算点は入札参加者の各評価項目の得点の合計とする。

２　評価項目について

総合評価一般競争入札における評価項目は、別表「総合評価一般競争入札評価項目表」に示す項目の他に、必要に応じて個別の業務委託ごとに、任意項目を評価項目として設定するものとする。

総合評価落札方式入札評価項目表

分類	評価項目	必須…● 任意…○	評価基準	配点
1企業の技術的能力	(1)同種業務の実績※1 （過去10年間に限る）	○	提出された業務実績が本市発注の同種業務である※2	3.0
			提出された業務実績が同種業務である	1.5
			実績無し	0.0
2企業の信頼性・社会性	(1)ISO9001、ISO14001又はエコアクション21の取得状況	○	有り	1.0
			無し	0.0
	(2)障害者の雇用状況	○	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成している又は義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用している	1.0
			同上無し	0.0
	(3)男女共同参画 （認証取得）	○	次世代育成支援対策推進法第13条若しくは第15条の2、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく認定、又は「かわさき☆えるぼし」認証制度実施要綱に基づく認証を受けている	1.0
			同上無し	0.0
3企業の地域貢献度	(1)災害時における本市との協力体制	○	本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している若しくは締結している団体に加入している又は川崎市防災協力事業所登録制度に関する登録をしている	1.0
			同上無し	0.0
	(2)本社の所在地 （WTO案件又は履行場所が市外となる案件は適用外）	○	市内に本社がある	2.0
			市内に本社無し（入札参加資格としている場合には入札無効）	0.0
4当該業務の評価項目			業務（業種内容）ごとに評価項目を設定	

※1　提出は契約書（写し可・直近のもの・1枚のみ）なお、本市と他自治体の両方の提出は認めない（どちらか一方）
※2　競争性を阻害する恐れがある場合には適用しない。

第1号様式

総合評価落札方式に関する評価調書

契約番号	発注局	業務委託件名	履行場所	業務概要

【落札者決定基準】

評価項目	価格以外の評価項目及び配点											
	企業の技術的能力	企業の信頼性・社会性			企業の地域貢献度		当該業務の評価項目					加算点（満点）
	同種業務実績	ISO等の取得状況	障害者の雇用状況	男女共同参画（認証取得）	災害協力	本社の所在地						
配点												

【入札参加者の価格以外の評価点】

評価項目 / 入札参加者	入札参加者の得点及び加算点											
	企業の技術的能力	企業の信頼性・社会性			企業の地域貢献度		当該業務の評価項目					加算点（合計点）
	同種業務実績	ISO等の取得状況	障害者の雇用状況	男女共同参画（認証取得）	災害協力	本社の所在地						

【総合評価結果】

入札参加者	入札金額（税抜）（A）	加算点	技術評価点（B）	総合評価点	落札者

予定価格（税抜）	

低入札調査基準価格（税抜）（C）	

※加算点、技術評価点及び総合評価点は小数点第5位以下切捨て
※技術評価点（B）＝100＋入札参加者得点合計加算点（入札参加者得点合計）
※総合評価点＝（B/A）×100,000,000　【入札金額 ≧ 低入札調査基準価格】
※総合評価点＝（B/C）×100,000,000　【入札金額 ＜ 低入札調査基準価格】

第2号様式

第　　号
年　　月　　日

総合評価審査委員長　様

発 注 局 区 長

技術評価の報告について

川崎市業務委託総合評価一般競争入札実施要綱第７条の規定に基づき、次の業務委託の技術評価について、報告します。

対象業務委託：

第3号様式

年　　月　　日

（宛先）川崎市長

住　　所
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞

評価項目算定資料書（誓約書）

　　年　　月　　日付けで公告がありました次の業務委託について、別紙のとおり評価項目算定資料を提出します。なお、提出資料の内容については、事実であり、業務の履行においても相違ないことを誓約します。

1　業務委託件名

2　履行場所

【連絡先】担当者
所　　属
氏　　名
電話番号
ＦＡＸ

別　紙(第3号様式)

評価項目に対する配点及び自己採点表

業務委託件名: _____

商号又は名称: _____

自己採点得点合計は、 **0.0** 点です。

分　類	評価項目	提出資料	資料提出の有無	評価基準	配　点	自己採点得点
			有・無			
			有・無			
			有・無			
※詳細は、「川崎市業務委託総合評価一般競争入札実施要綱」別表「総合評価一般競争入札評価項目表」を御覧ください。				配点合計		

注:実際の得点は、本市による採点結果に基づきます。なお、本市による採点は、提出資料に基づき行うものとし、自己採点得点は本市による採点に影響を与えません。

第4号様式

年　　月　　日

（宛先）川 崎 市 長

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者職氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

主観評価項目に関する誓約書

下記の主観評価項目について、**入札参加申込締切日時現在、登録条件を満たしていること（※１～３）**を誓約します。

□　障害者の雇用状況

□　災害時における本市との協力体制**（災害協定）　又は　（防災協力事業所）**

□　ＩＳＯ　９００１、１４００１　又は　エコアクション２１の認証取得

□　男女共同参画（認証取得）

該当する項目の□にチェックしてください。

※１　主観評価項目の登録条件については、主観評価項目制度実施要綱で御確認ください。
※２　主観評価項目の登録状況については、「入札情報かわさき」の「業者登録システム」により確認することができます。「登録情報を照会する」からログインし、登録業者メインメニューの「登録内容確認（今年度）」へ入り、「本社情報」内の「主観項目」の欄を御確認ください。
※３　各主観評価項目の登録に必要な書類については、主観評価項目実施要綱・要領参照を御確認ください。

（注１）※２により、主観評価項目として登録されている項目については必要資料の提出が不要ですが、登録がないものについては、本様式に加え、各項目の登録に必要な書類を案件ごとに提出すれば、総合評価一般競争入札上、評価対象となります。また、川崎市内に本社又は事業所がない事業者については、主観評価項目の登録対象ではありませんが、同様に必要資料を提出すれば、総合評価一般競争入札上、評価対象となります。なお、いずれも入札参加申込締切日時において、登録条件を満たしている必要がありますのでご注意ください。
（注２）本様式にチェックのない項目、又は（注１）の場合において本様式にチェックしているものの、提出書類に不足がある場合は評価対象外となりますのでご注意ください。

総合評価落札方式に関する評価調書（結果一覧）

契約番号	発注局	業務委託件名	履行場所	業務概要

【落札者決定基準】

評価項目	価格以外の評価項目及び配点											
	企業の技術的能力	企業の信頼性・社会性			企業の地域貢献度		当該業務の評価項目					加算点（満点）
	同種業務実績	ISO等の取得状況	障害者の雇用状況	男女共同参画（認証取得）	災害協力	本社の所在地						
配点												

【入札参加者の価格以外の評価点】

評価項目 ＼ 入札参加者	入札参加者の得点及び加算点											
	企業の技術的能力	企業の信頼性・社会性			企業の地域貢献度		当該業務の評価項目					加算点（合計点）
	同種業務実績	ISO等の取得状況	障害者の雇用状況	男女共同参画（認証取得）	災害協力	本社の所在地						

【総合評価結果】

入札参加者	入札金額（税抜）（A）	加算点	技術評価点（B）	総合評価点	落札者

予定価格（税抜）	
低入札調査基準価格（税抜）（C）	
失格基準価格	

※加算点、技術評価点及び総合評価点は小数点第5位以下切捨て
※技術評価点（B）＝100＋加算点（入札参加者得点合計）
※総合評価点＝（B/A）×100,000,000　【入札金額 ≧ 低入札調査基準価格】
※総合評価点＝（B/C）×100,000,000　【入札金額 ＜ 低入札調査基準価格】

第6号様式

年　　月　　日

（宛先）川 崎 市 長

住　　所
商号又は名称
代表者職氏名

価格以外の評価に関する疑義について（照会）

次の事項について疑義があるので照会します。

1　業務委託件名及び履行場所

業務委託件名：

履行場所：

2　疑義のある事項

第7号様式

第　　号
年　　月　　日

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
商号又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者職氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

川 崎 市 長

価格以外の評価に関する疑義について（回答）

年　　月　　日付けで疑義のあった件について、次のとおり回答します。

１　疑義の対象となった業務委託件名及び履行場所
　業務委託件名：
　履行場所：

２　回答内容

※　疑義のあった内容については、次の理由のとおりです。